平成２２年（フ）第５３６４号
大阪府高槻市野田１丁目６番25号、前住所大阪府高槻市野田１丁目20番12号
債務者　オーテックこと　大津　昭二
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０３号
大阪市西区立売堀４丁目６番25―204号
債務者　森島　高文
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７号
和歌山県海南市重根831番地
債務者　岡本　徹郎
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１４２号
兵庫県西宮市東山台２丁目14番地214号棟302号
債務者　野竹　　滿
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上　　将倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０１０号
大阪市東住吉区杭全４丁目12番６号
債務者　繪馬　　律
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９２号
大阪市住吉区苅田７丁目６番23号
債務者　葉田由紀江こと　林　由紀江
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０５号
大阪市大正区小林東２丁目１番３―301号
債務者　野原　高志
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２００７号
名古屋市瑞穂区下坂町４丁目49番地　下坂ハイツ３Ｄ号
債務者　小口秀二郎
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０８号
愛知県豊田市荒井町下原419番地１　グローリアス豊田荒井町弐番館205号
債務者　花松　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
愛知県安城市榎前町南榎134番地
債務者　近藤　郁夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
北海道根室市梅ケ枝町１丁目９番地
債務者　佐々木まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道根室市花園町６丁目14番地
債務者　田中英美子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５０６号
愛知県刈谷市東境町昭山79番地　菱田アパート
債務者　中村マリア　グリセルダこと　ナカムラ　マリア　グリセルダ　ギトネス
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の一般調査期日続行

平成１９年（フ）第１３７号
愛媛県今治市宅間甲1253番地
破産者　大森タオルこと　近藤　幹夫
一般調査期日　平成22年９月27日午前11時
平成22年７月29日　松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１７７号
岩手県一関市地主町６番５号
破産者　有限会社創作屋
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９６号
栃木県下都賀郡都賀町大字升塚600番地１、前住所栃木県下都賀郡都賀町大字升塚115番地１
破産者　亡鈴木利雄相続財産
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７４号
栃木県鹿沼市万町934番地
破産者　オヒスＡＲＫこと　小藤　和昭
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３２号
栃木県那須烏山市中央２丁目９番５号
破産者　有限会社三森商店
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係